

ご寄付をお寄せくださる方へのご案内

当財団は、てんかんに関する分野の基礎研究、臨床症状・発作抑制手段の研究および薬物開発のための研究を助成及び表彰することにより、この分野の治療研究の振興を図り、もって国民の保健と医療に貢献することを目的としております。

これらの公益目的事業を推進するにあたっては、個人および法人の方々からのご寄付により行われております。

寄付金に伴う税制上の優遇措置について

当財団は、税制上の優遇措置が適用される「特定公益増進法人」に該当し、当財団にご寄付をお寄せいただいた方々につきましては、以下の優遇措置を受けることができます。

1. 個人の方の場合

①所得控除

所得控除は、所得金額から寄付金控除額*を差し引くことができます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{特定寄付金の合計額と年間所得の40\%} \\ \hline \text{相当額のうち、いずれか少ない金額} \\ \hline \end{array} - 2,000\text{円} = \text{寄付金控除額*}$$

②個人住民税の優遇措置

都道府県または市町村が条例により指定した寄付金が、寄付優遇措置の対象寄付金となり、個人住民税の控除を受けることができます。

※詳しくは、所轄の地方自治体窓口にお問い合わせ下さい。

2. 法人の方の場合

「特定公益増進法人」に対する寄付金の特例により、一般の寄付金の損金算入限度額と別枠で損金算入することができ、法人税の負担が軽減されます。

当財団の公的目的事業にご賛同いただける方々からご寄付は常時受け付けさせていただいております。詳細につきましては、当財団事務局までお問い合わせ下さい。

〒541-0045 大阪市中央区道修町2-6-8
公益財団法人 てんかん治療研究振興財団 事務局
TEL 06-6203-1819 FAX 06-6223-0746
e-mail tenkan@ds-pharma.co.jp